

提出日(西暦)	2018年 2月27日
---------	-------------

品質管理システム概要書(2018年 2月27日現在)

監査事務所名 そうせい監査法人

代表者名 久保田 寛志

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、代表社員の中から品質管理担当責任者を選任しております。品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員総会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしており、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員(社員及び専門職員)が監査業務に係る職業倫理に関する規程を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則第2条に基づき方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

品質管理担当責任者は、毎年定期的に、かつ、必要に応じ日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」を利用して、当監査法人及び監査チームのメンバーに関する監査対象会社に対する独立性について検証しております。

(3) 業務執行社員等のローテーション

大会社等の監査業務について監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続については、「品質管理規程」に定めております。当該規程において、監査契約の新規の締結又は更新を行う場合、関与先の誠実性等について慎重に判断すること、当監査法人として監査を実施するための適正、能力及び人的資源を勘案することを考慮して決定することを定めております。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて、評価の妥当性を検討します。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適正、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するために、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

特に、専門要員については、品質管理担当責任者により1事業年度につき必要なCPE履修単位を履修しているかどうか確認することとしており、必要履修単位に満たない場合は、監査業務に従事することを制限する措置をとっております。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、専門要員への教育・訓練及び監査チームの選任に関する方針を「品質管理規程」に定めております。

### 5. 業務の実施

#### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。これには、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲の方法、専門的な見解の問い合わせ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代が含まれています。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うこと、及び同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないことを定めています。

## (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように当監査法人内外において十分な人材等を確保し、専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、入手した見解を検討することとしております。

### 【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

## (3) 審査の方針及び手続

監査業務について、監査計画及び監査意見形成にかかる審査の方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。なお、大会社等以外の監査業務のうち、監査報告の対象となる財務諸表について、社会的な影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については簡易な調書様式を使用しております。

当監査法人の審査は、関与先ごとに審査担当者を選任する方式によっております。

### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、「品質管理規程」において、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する旨を定めております。

また、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合に、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかを判断することとしており、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の虚偽表示のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討しなければならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内で、専門的な見解の問い合わせの依頼者と助言者との間又は業務施行社員と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合、問題を解決するための方針と手続を「品質管理規程」に定めております。監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。また、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するために、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めております。その他にも、監査調書の保存期限、保存方法に関する方針及び手続を定めております。

また、監査調書は10年間保存することを原則とし、保存期限が到来した監査調書は、品質管理担当責任者の承認を得て、速やかに廃棄手続きをおこなうこととしております。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用されていること(監査業務における不正リスクへの対応状況を含む)を合理的に確保するため、品質管理のシステムに関する日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、「品質管理規程」において、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、該当する監査業務が等法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを、品質管理担当責任者が確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、発見された不備の影響を評価し、不備に対する適切な是正措置を伝達するための方針及び手続を定めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。不服と疑義の申立てがあった場合は、担当責任者がその内容を調査し、改善を必要とする事項については、品質管理担当責任者は、適切な是正措置を講じることになっております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継についての方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告することとしています。

8．共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、各々の監査事務所間の業務の分担方法、監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法、審査に関する事項、各々の監査事務所間で取り交わすべき書類等を協定書で定めております。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。